第明治三十五種郵便物認可

**平成２８年（再イ）第１１２号**

京都市右京区太秦安井水戸田町１番地29

再生債務者　段野麻夕子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日

京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２９年（再イ）第９６号**

京都市下京区東洞院通五条下る和泉町534番地　中沢ビル32号

再生債務者　渡辺　　力

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日

京都地方裁判所第５民事部再生係

**平成２９年（再イ）第５９１号**

大阪市東淀川区豊新３丁目23番14号　エフズ・フォートレス　205号

再生債務者　平賀　忠彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月２日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（再イ）第６３２号**

大阪府茨木市春日３丁目15番15号　スプランドゥール春日201号

再生債務者　國分　浩光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月２日

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（再イ）第４０号**

愛媛県松山市市坪北１丁目３番23号

再生債務者　後藤　陽一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日　　松山地方裁判所民事部

**平成２９年（再イ）第２６号**

秋田市牛島西２丁目18番３号

再生債務者　淡路　　平

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日

秋田地方裁判所民事第２部

**平成２９年（再イ）第１号**

福島市宮代字屋敷畑21番地の13

再生債務者　菅野　茂浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日　　福島地方裁判所

**平成２９年（再イ）第１０号**

福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原93番地の７

再生債務者　坂井　弘樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

**平成２９年（再イ）第２９号**

愛知県豊橋市大清水町字大清水３番地1204

再生債務者　梶原　潤一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日

名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２９年（再イ）第２９号**

三重県津市安濃町田端上野987番地59

再生債務者　中田　　修

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日　　津地方裁判所再生係

**平成２９年（再イ）第１６号**

三重県松阪市久保町1313番地１　レジデンス学園前207

再生債務者　石川さつき

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日　　津地方裁判所松阪支部

## 独立行政法人都市再生機構公告

**独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第22号**

久保田安治氏が所有する下記の建築物等は、流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業施行のため、下記４の期日までに、移転又は除却をしていただくことになりましたので通知します。下記４の期日後は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第７項の規定に基づき、当機構が移転又は除却工事を行いますので、貴殿が下記４の期日までに下記建築物等を自ら移転又は除却される意思があるか否かを、下記連絡先に回答してください。以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき通知及び照会いたします。

以上の内容を同法第133条第２項が準用する同法第77条第５項の規定により公告します。

平成30年３月16日

流山都市計画事業

新市街地地区一体型特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

1　建築物等の所在地

流山市東初石六丁目187番99

流山市東初石六丁目187番131

流山市東初石六丁目187番132

流山市東初石六丁目187番133

流山市東初石六丁目187番136

流山市東初石六丁目187番146

流山市東初石六丁目187番163

2　移転又は除却を要する建築物等

建物（玄関扉、庇、井戸配管等）、附帯工作物等、立竹木　１式

3　建築物等の位置

別図のとおり

4　移転又は除却の期日

平成30年７月９日

注意

1　自ら移転又は除却の工事をされる場合の補償金については、別途協議させていただきます。

2　移転又は除却の完了前に建築物等の所有権を移転された場合は、新旧所有者連署の上、直ちに、下記連絡先へお届けくださいますようお願い致します。

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

連絡先

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部　千葉常磐業務部　業務管理課（補償担当）

住　　所　〒270-0132　流山市駒木176

電話番号　04-7153-8236

以　上